

議案第三十八号

港区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号イ中「第三十八条第四項」を「第二十二條の二第二項」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

（説 明）

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第五十六号）の施行による介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。